

確認申請における“特定木造建築物”の 伏図等省略について



東葛支部 幕田 圭一

本文は2023(令和5)年12月「かすがい160号」掲載の“小規模木造建築物「4号特例」の縮小について”の追跡記事で、一部筆者の私見も含まれる。

一昨年本誌で報告した様に2025(令和7)年4月建築基準法が改正され半年以上が過ぎた。旧4号建築物は新2号建築物(2階建て以上、平屋:200㎡超)及び新3号建築物(平屋:200㎡以下)とに分けられ、新2号建築物は省エネ関連・構造関連等に係わる建築確認・検査が必須となった。当初新2号建築物は基礎伏図・各階床伏図・小屋伏図・軸組図も提

出かと思われたが、2023(令和5)年8月に新2号建築物のうち仕様規定のみで適合するもの(2階:300㎡以下、平屋:200㎡超~300㎡以下、以後“特定木造建築物”と記す)は、円滑な確認申請手続き・審査を行える様にと、仕様表の添付により伏図等を省略して提出図書の合理化を図るという方向に転換し、そのまま施行された。審査とはいえ仕様表を部材長・配置(特に梁等)が明示された伏図等の代替にできるのか。そもそも省略した本当の理由は、何だったのであろうか。^{*1}

改正前

2・3号建築物

- 階数3、500㎡、高さ13m又は軒高9mを超える木造建築物
- 階数2又は200㎡を超える非木造建築物

4号建築物
(構造関係規定等は審査省略)

階数2以下かつ300~500㎡の木造建築物
(構造計算を行うもの)

階数2かつ300㎡以下、平屋かつ200~300㎡の木造建築物
(構造計算を行わないもの)

平家かつ200㎡以下の建築物

改正後

2号建築物
※現行と提出図書は同様

2号建築物
※各階床伏図等の提出を求めない代わりに、必要事項を仕様書に記載する形をとる

3号建築物
(構造関係規定等は審査省略)
※現行と提出図書は同様

(出典:※1)

伏図等省略に至った経緯を調べた所、2023(令和5)年当時業界団体から「現行の木造住宅にあっては、建築確認申請の段階で基礎伏図や各階床伏図、小屋伏図等の構造伏図は作成できてなく、通常は着工の前後でプレカット材の加工等と並行してこれら伏図等が作成されている。また住宅性能評価申請や長期優良住宅認定申請等においては、建築確認申請に伴って一部計画の変更の発生等を考慮し、建築確認申請の審査と並行して各種伏図等の設計図書を作成

することが一般的であり、建築確認申請に対し、概ね1~2週間程遅れた作業となっている。このため2025年4月以降建築確認申請のスムーズな審査のためにも、建築確認申請の添付図書に関し必ずしも基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図は要さないことの整理をお願いしたい。」との要請があり、この結果になったという事の様である。いずれにせよ伏図等は施工時に必要で後述する建築士法上の保存義務もあり、やはり審査時の負担軽減が主な目的と思われる。^{*2}